

核融合科学研究所核融合エネルギー研究推進基金規則

制 定 令和元年 1 1 月 2 6 日 核研規則第 2 号
最終改正 令和 7 年 6 月 1 0 日

(設置)

第 1 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構基金規程（令和 2 年自機規程第 1 2 8 号。以下「規程」という。）第 4 条第 4 項に基づき、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）に、核融合科学研究所核融合エネルギー研究推進基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 基金は、核融合科学研究所における人材育成、教育研究環境の整備・充実及び社会連携に関する活動の一層の活性化等に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 核融合研究を推進するための人材育成事業
- 二 地域・産学等連携支援事業
- 三 研究環境等の一層の充実を図る施設等整備事業
- 四 研究成果等を社会に発信するアウトリーチ活動
- 五 寄付の募金活動に関する事業
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業

(運営費)

第 4 条 基金の運営費は、基金への寄付及びその他収益をもって充てる。

(謝意表明)

第 5 条 基金は、寄付者に対して謝意を表明する。

- 2 前項に規定する謝意の表明に関しては、別に定める。

(基金の管理)

第 6 条 基金は、この規則に基づく定めによるほか、規程により管理運営を行うものとする。

(専門部会)

第 7 条 前条に規定する基金の管理運営に関する重要事項の審議は、核融合科学研究所核融合科学研究所基金等管理運営専門部会（以下「専門部会」という。）において行う。

- 2 専門部会について、必要な事項は別に定める。

(事業年度)

第 8 条 基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年 1 1 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年６月１０日から施行する。